

市内各小中学校の保護者の皆さまへ

千歳市教育長 佐々木 智

臨時休業に伴う学校給食費を徴収しない期間の変更について

2月27日（木）からの市内小中学校の臨時休業に伴う学校給食費の取扱いについて、各学校をとおして教育委員会の方針をお知らせしたところですが、保護者の皆さまの負担軽減を図るため、給食費を徴収しない期間を下記のとおり変更することといたしましたので、改めてお知らせいたします。

記

1 給食費を徴収しない期間

【当初】 令和2年3月2日（月）から春季休業の前日までの期間

【変更後】 令和2年2月27日（木）から春季休業の前日までの期間

※期間中に提供を予定していた日数に、1食あたりの給食費単価（小学校低学年247円、小学校高学年266円、中学校304円）を乗じた金額を『徴収しない給食費』とします。

2 『徴収しない給食費』の取扱い

区分① 3月分の給食費について、月額給食費を徴収している場合

⇒ 令和2年2月27日（木）から春季休業の前日までの期間の給食費を、原則として口座振込により還付します。

区分② 3月分の給食費について、3月2日（月）から春季休業の前日までの期間の給食費を差し引いて徴収している場合

⇒ 令和2年2月27日（木）及び28日（金）分の給食費を、原則として口座振込により還付します。

※徴収しない期間の変更により還付に係る確認作業等に時間を要するため、還付時期については、先にご案内した「令和2年4月末頃」から「~~令和2年5月末頃~~」に変更いたしますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

6月2日（火）

※還付予定金額は各学校の学年により異なりますので、下欄をご覧ください。

※前年度の学年欄をご覧ください。また、喫食状況及び徴収状況により還付金額は異なる場合があります。

末広小・区分①		第二小・区分②		富丘中・区分①		
6年生	3,990円	6年生	532円	1年生	4,560円	(4,560円)
高台小・区分①		祝梅小・区分①		2年生	4,560円	(4,560円)
6年生	3,990円	6年生	4,256円	3年生	2,128円	(3,040円)
桜木小・区分①		※カッコ（ ）内の金額は特別支援学級の金額です。				
6年生	3,990円					

お問い合わせ先

学校給食センター 電話：0123-23-3951